

平成 18年5月26日

各 位

日本開閉器工業株式会社 取締役社長 大橋 智成 (JASDAQ・コード 6943) 問合わせ先 取締役 赤池 秀樹 TEL 044-813-8026

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)並びに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号) 及び会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。
 - ① 株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう、株主総会参 考書類等のインターネット開示を行うための規定の新設を行うものでありま す。(変更定款第21条)
 - ② 取締役会を機動的に運営するため、その決議方法について、書面による承認を行うための規定の新設を行うものであります。(変更定款第26条)
 - ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするための規定の新設を行うものであります。(変更定款第 10 条)
 - ④ 上記のほか、会社法施行に伴う用語の変更、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正その他定款全般について所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第 4 条(公告方法)につき所要の変更を行うものであります。また、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) すべての取締役について就任後2年の任期とし、継続的かつ有効な判断を確保するため、現行定款第20条(任期)2項を削除するものであります。

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以上

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第1条 当会社は、日本開閉器工業株式会社と称し、英文で は、NIHON KAIHEIKI IND. CO., LTD. と表示する。	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気機器及びその部品の製造並びに販売 (2) 前号に附帯又は関連する一切の業務	(目 的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を川崎市に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関)
(新一設)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関 を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人
(公告方法) 第 <u>4</u> 条 当会社の公告は、 <u>東京都内において発行する</u> 日本経 済新聞に掲載 <u>してこれを行う</u> 。	(公告方法) 第 <u>5</u> 条 当会社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載<u>する方法とする</u>。</u>

第 2 章 株 式

(会社が発行する株式の総数)

第<u>5</u>条 当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、2,600万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これ</u>に相当する株式数を減ずる。

(新 設)

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、<u>商法第211条/3第1項第2号</u>の規定に より、取締役会の決議<u>をもって</u>自己株式を<u>買い受</u> <u>ける</u>ことができる。

(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

- 第7条 当会社の1単元の株式数は、1,000株とする。
 - 2. 当会社は<u>1単元の株式数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に<u>かかわる</u>株券を発行しない。<u>ただし</u>、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(新 設)

(単元未満株式の買増し)

第<u>8</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株券の種類)

第<u>9</u>条 当会社の発行する株券の種類は取締役会で定める 株式取扱規則による。 変 更 案

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,600万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第<u>8</u>条 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取 締役会の決議<u>によって</u>自己<u>の</u>株式を<u>取得する</u>ことが できる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

2. 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数</u>に満たない<u>数の</u>株式(以下「単元未満株式」という)に<u>係る</u>株券を発行しない。<u>但し</u>、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その<u>有する</u>単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求することができる。

(株券の種類)

第12条 (現行どおり)

(名義書換代理人)

- 第10条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。
 - 2. <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の 決議により選定する。
 - 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示及びその抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(基 準 日)

- 第11条 当会社は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録 された株主をもって、その決算期に関する定時株主 総会において権利を行使すべき株主とする。
- 2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。(株式取扱規則)
- 第12条 株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増 し、手数料、その他株式に関する取扱については 取締役会で定めた株式取扱規則による。

変 更 案

(株主名簿管理人)

- 第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は<u></u>取締役会 の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿</u>及び株券喪失登録簿<u>の作成</u>並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に<u>委託し</u>、当会社においてはこれを取扱わない。

(削 除)

(株式取扱規則)

第14条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令 又は本定款のほか、 取締役会において定める株式 取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第<u>13</u>条 定時株主総会は、<u>決算期の翌日から3ヶ月以内</u>に これを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこ れを招集する。
 - 2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、 取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集す ス
 - 3. 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに任じ、社長に事 故があるときは、取締役会の決議を<u>以って</u>あらか じめ定めた順位により、他の取締役がこれに任ず る。

(新 設)

(決 議)

- 第<u>15</u>条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を<u>除くほか</u>、出席株主の議決権の過半数<u>に</u>よってこれを決める。
 - 2. <u>商法第343条</u>に定める<u>特別</u>決議は、<u>総株主</u>の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上<u>によってこれを決める</u>。

(議決権の代理行使)

第<u>16</u>条 株主は、議決権<u>のある</u>他の株主を代理人として議 決権を行使することができる。この場合には総会 毎に代理権を証する書面を提出しなければならな い。

(議事録)

第<u>17</u>条 株主総会<u>の議事録には、</u>議事の経過の要領及び結果<u>を</u>記載又は記録<u>し、これに議長並びに出席した</u>取締役が署名若しくは記名押印し、又は電子署名する。

(新 設)

変更案

第 3 章 株主総会

(招 集)

第<u>15条 当会社の</u>定時株主総会は、<u>毎年6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. (現行どおり)

3. (現行どおり)

(議 長)

第<u>16</u>条 株主総会の議長は、社長がこれに任じ、社長に事 故があるときは、取締役会の決議を<u>もって</u>あらか じめ定めた順位により、他の取締役がこれに任ず る。

(定時株主総会の基準日)

第17条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3月31日とする。

(決 講

- 第<u>18</u>条 株主総会の決議は、法令又は<u>本</u>定款に別段の定め <u>が</u>ある場合を<u>除き</u>、出席<u>した議決権を行使するこ</u> とができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行</u> <u>使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上<u>を</u> もって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、<u>当会社の</u>議決権<u>を有する</u>他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第<u>20</u>条 株主総会<u>における</u>議事の経過の要領及び<u>その</u>結果 <u>並びにその他法令に定める事項については、これ</u> を議事録に記載又は記録する。

<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提</u> 供)

第21条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第<u>18</u>条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任決議)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をも ってする。
- 3. 取締役の選任については累積投票によらないものと する。

(任期)

第<u>20</u>条 取締役の任期は、<u>就任</u>後2年<u>内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在 任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(招集通知)

第<u>21</u>条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(取締役会規則)

第<u>22</u>条 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締 役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役)

第<u>23</u>条 取締役会<u>の</u>決議に<u>より、会社を代表すべき取締役を</u> 若干名定める。

2. 代表取締役は、各々会社を代表する。

(役付取締役)

第24条 取締役会<u>の</u>決議に<u>より、</u>取締役の中から社長1名を 定め、必要に応じ会長及び副社長各1名、専務取締 役及び常務取締役若干名を定めることができる。

(報 酬)

第<u>25</u>条 取締役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会<u>において</u> <u>これを決める</u>。

(相談役、顧問)

第<u>26</u>条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

変 更 案

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第22条 (現行どおり)

(選任決議)

第23条 (現行どおり)

2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の3分の1以上を有する株主が

3. (現行どおり)

(任 期)

第24条 取締役の任期は、<u>選任後</u>2年<u>以内に終了する事業</u> <u>年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終 結の時までとする。

(削 除)

(招集通知)

第25条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、 取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議 があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 (現行どおり)

(代表取締役)

第<u>28</u>条 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって代表取締役を選定する。</u>

2. (現行どおり)

(役付取締役)

第<u>29</u>条 取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって</u>取締役の中から社 長1名を定め、必要に応じ会長及び副社長各1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めるこ とができる。

(報酬<u>等</u>)

第<u>30</u>条 取締役の報酬<u>、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会<u>の</u>決議によって定める。

(相談役、顧問)

第<u>31</u>条 (現行どおり)

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第<u>27</u>条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任決議)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をも ってする。

(任期)

第<u>29</u>条 監査役の任期は、<u>就任後</u>4年<u>内の最終決算期</u>に関す る定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠<u>により</u>選任された監査役の任期は、退任した監 査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役は、その互選により常勤監査役を選任する。

(招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日 前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間 を短縮することができる。

(監査役会規則)

第<u>32</u>条 監査役会に関しては、法令又は本定款のほか、監査 役会において定める監査役会規則による。

(報 酬

第<u>33</u>条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会<u>において</u> これを決める。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

変更案

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第32条 (現行どおり)

(選任決議)

第33条 (現行どおり)

2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠<u>として</u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>は、その<u>決議</u>に<u>よって</u>常勤監査役を<u>選定</u>す る。

(招集通知)

第36条 (現行どおり)

(監査役会規則)

第37条 (現行どおり)

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議 によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされ ないときは、当該定時株主総会において再任された ものとする。
 現 行 定 款
 変 更 案

 第 6 章 計 算
 第 7 章 計 算

(決 算 期)

第34条 当会社の決算期は、毎年3月31日とする。

(利益配当金の支払)

第35条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議に<u>より</u>、毎年9月30日<u>の</u> 最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権 者に対して、商法第293条/5による金銭の分配 (以下「中間配当」という)をすることができる。

(配当金支払)

- 第37条 利益配当金及び中間配当は、その支払開始日から満 3年を経過したときは、会社はその支払の義務を免 れるものとする。
 - 2. 利益配当金及び中間配当には利息を付けない。

(事業年度)

第 $\underline{41}$ 条 当会社の $\underline{事業年度}$ は、毎年 $\underline{4月1日から翌年3月}$ 3 $\underline{11日までの1年</u>とする。$

(剰余金の配当の基準日)

第<u>42</u>条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とす</u> る。

(中間配当)

第<u>43</u>条 当会社は、取締役会の決議に<u>よって</u>、毎年9月30 日<u>を基準日として中間配当を</u>することができる。

(配当の除斥期間)

- 第<u>44</u>条 <u>配当財産が金銭である場合</u>は、支払開始<u>の</u>日から満 3年を経過<u>してもなお受領されない</u>ときは、<u>当</u>会社 はその支払の義務を免れるものとする。
 - 2. 期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。